6カ月

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理 の対象のいずれにも該当いたしません。		
事業所名		
事業所所在地		
代表者名		<b>(II)</b>

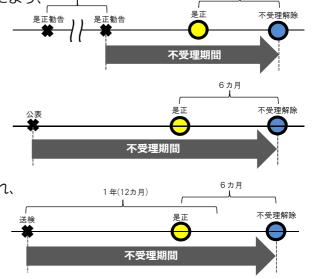
対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係 法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』(LL281226派若01)によ り確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

## チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点(「✓」)を記入してください。 なお、平成28年3月以降に以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人 不受理の対象となります。

#### 1. 労働基準法及び最低賃金法関係

- (1)過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、 労働基準監督署から是正勧告を受け、
  - 当該違反行為を是正していない。
  - □ b 是正してから6カ月が経過していない。
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として 企業名が公表され、
  - 当該違反行為を是正していない。  $\Box$  a
  - □ b 是正してから6カ月が経過していない。
- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、
  - □ a 当該違反行為を是正していない。
  - □ b 送検後1年が経過していない。
  - □ c 是正してから6カ月が経過していない。



### 2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、 企業名が公表(※)され、
  - □ a 当該違反行為を是正していない。
  - □ b 是正してから6カ月が経過していない。
    - ※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護 休業法第56条の2の規定による。

# 6カ月 是正 不受理解除

### 3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
  - ①労働基準監督署による是正勧告、
  - ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、
  - □ a 当該違反行為を是正していない。
  - □ b 是正してから6カ月が経過していない。

